

Title	『史記』表の意図
Author(s)	寺門, 日出男
Citation	中国研究集刊. 5 P.12-P.28
Issue Date	1988-01-10
Text Version	publisher
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/60842">https://doi.org/10.18910/60842</a>
DOI	10.18910/60842
rights	
Note	

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

## 『史記』表の意図

はじめに

司馬遷がどのような意図をもって『史記』を構成したのかという、古くて新しい問題がある。しかし、本紀・世家・書・列伝の五部門において表がどのような意味を持つのかということについては、これまでほとんど顧みられなかった。

表は、時間・空間を一望の下に展開して、読者にとっても限らない利用価値があるわけである。また例えば漢の王侯の世襲の実情などの場合、いちいち本文に記するほどでもないような時には、表だけに示されていて本文には省かれていくこともある。その意味では、表は本文の不備を補っているわけである。(頼惟勤『「表」について』平凡社・中国の古典『史記』(上)・四九六ページ・昭和四九年)

頼氏の意見に代表されるように、日本においては、表は本紀・世家等の補助的なものとしてとらえられている。中国においても、ほぼ同様な考え方が支配的である。

しかし一方では、司馬遷が公羊学者の董仲舒に師事したと考

## 寺門 日出男

えられるところから、表は『春秋』に倣って著わされたものであり、事実を記録しただけの歴史年表ではなく、その記事の取舍選択には、微言大義がこめられているとするものがある。

諸侯相侵伐するを書するは、王室討つ能はざるを明らかにすればなり。篡逆を無するを罪すればなり。

災異必ず書すは、天を敬めばなり。(汪越『説史記十表』卷二・『二十五史補編』所収)

「迎女・送女・娶婦人」悉くは書せず。書するは為有るなり。淫者必ず書するは、淫すれば即ち乱るればなり。国内乱るれば、必ず本末を記すは、内治を重んずればなり。殺逐必ず本末を記すは、始を正すなり。(徐克范『説史記十表補』

卷二『二十五史補編』所収)

汪越・徐克范は、表はただ歴史事実を羅列し、紀伝体の缺を補うことを意図して著されたものではなくて、その編集には独自の意図が込められているとしている。彼らが主張するように、表が篡逆を記したのは筆誅を加えるためであり、本末を記した

のは始を正さんとしたものであるとするならば、表にはなんらかの書法意識があるようにみえる。

本稿は、表と本紀・世家また『春秋』との相違を検討し、表がいかなる意図によって構成されたかという問題を考察し、司馬遷研究の手掛りを得んとするものである。ただ、後世の偽作と考えられている漢興以来将相年表、及び建元以来侯者年表の補筆の部分は、考察の対象外とする。

なお、底本には金陵書局本（光緒四年金陵書局刊）『史記』を用いた。『史記会注考証』は、滝川氏が理由を示さず字句を改めている場合があるので、本稿の性格上、用いなかった。

## 一章 本紀・世家の用字

### (1)

『史記』が『春秋』を継ぐことを意識したものか否かを確かめるために、その用字法についてまず検討したい。

『公羊伝』において、たとえば死亡について次のように用字の法則が定められている。

曷為れぞ或ひは崩と言ひ、或ひは薨と言ふ。天子は崩と言ひ、諸侯は薨と言ひ、大夫は卒と言ひ、士は不禄と言ふ。（隠公三年）

しかし、バートン・ワトソン氏は次のように述べる。

司馬遷の言葉遣いや用語に、そのような精密さを発見しようと思ふならば、失望させられるだろう。（中略）「春秋」

の簡潔な記事に見出すような用語の精密さを、認めることは困難である。顯著な例を引くと、幽王の殺害に触れる場合、司馬遷は普通「周の幽王は犬族によって『殺』された」という。しかし、四〇卷（楚世家）では、突然「周の幽王は犬族によって『弑』された」と「殺」を「弑」に変えている。

（『司馬遷』今鷹真訳・筑摩書房・一二九ページ）

この指摘に基づき、私は以下のように調査してみた。まず、諸侯や王が死亡した場合、どのような記述がなされているかという点である。『春秋』においては、次の例のごとくである。

①三月庚戌、天王崩。（隠公三年）  
②三月乙未、天王崩。（桓公十五年）

③冬十有二月丁未、天王崩。（僖公八年）

④冬十有一月壬辰、公薨。（隠公十一年）

⑤夏四月丙子、公薨于齐。（桓公十八年）

⑥八月癸亥、公薨于路寝。（莊公三十二年）

⑦十有二月乙卯、夫人子氏薨。（隠公二年）

⑧秋七月戊戌、夫人姜氏薨。（莊公二十一年）

⑨秋七月戊辰、夫人姜薨于夷。齊人以婦。（僖公元年）

⑩八月庚辰、宋公和卒。（隠公三年）

⑪滕侯卒。（隠公七年）

⑫夏五月癸未、鄭伯寤生卒。（桓公十一年）

右のように、周王の死亡に対しては「崩」(①)、「殺」(②)、「薨」(③)、「卒」(④)及びその夫人(⑦)、「崩」(⑧)、「殺」(⑨)、「他

諸侯に対しては「卒」(㊸㊹)を用いており、明確な字句の使い分けがなされている。

次に『史記』における王・諸侯の場合はどうであらうか。まず本紀の例を挙げる。五帝本紀・夏本紀・殷本紀においては、王の死亡について記載されているのは五十五例であるが、その内五十二例は左記のように「崩」を用いている。

黃帝崩。葬橋山。(五帝本紀)

十年、帝禹東巡狩、至于会稽而崩。(夏本紀)

帝外丙即位、三年崩。(殷本紀)

「崩」を用いていないのは次の三例のみである。

桀走鳴條、遂放而死。(夏本紀)

帝武乙無道。(中略)武乙震死。(殷本紀)

桀走入登鹿台、衣其宝玉衣、赴火而死。(殷本紀)

周本紀では、文王に至るまでの十三人に「卒」が用いられ、文王以降の記述では三十二例に「崩」が用いられており、例外は次の四例のみである。

①康王即位、徧告諸侯、宣告以文武之業、以申之、作康誥。

故成・康之際、天下安寧、刑錯四十余年不用。(中略)康王卒、

子昭王瑕立。

②昭王之時、王道微缺。昭王南巡狩不返。卒于江上。

③厲王即位三十年、好利、近榮夷公。(中略)王行暴虐侈傲。

國人謗王。(中略)三年乃相与畔、襲厲王。厲王出奔於瑯。

(中略)共和十四年、厲王死于瑯。

④周君・王赧卒、周民遂東亡。秦取九鼎宝器、而遷西周公於豎狐。後七歲、秦莊襄王滅東周。東西周皆入于秦、周既不祀。

ただし、①の「卒」については、水沢利忠氏によれば、南化本等では「崩」に作っているので、条件づきの例となろう。

秦本紀・秦始皇本紀では、次のように表記されている。

⑤(蜚廉)死、遂葬於霍太山。

⑥惡來革者、蜚廉子也。蚤死。

⑦周宣王即位、乃以秦仲為大夫、誅西戎。西戎殺秦仲。秦仲立二十三年死於戎。

⑧武王有力好戲。力士任鄙・烏獲・孟說、皆至大官。王与孟說举鼎絕膺。八月武王死。

⑨秦侯立十年卒。

⑩三十九年、謬公卒。

⑪康公立十二年卒。

⑫始皇帝五十一年而崩。(秦本紀)

⑬年十三歲、莊襄王死。

⑭七月丙寅、始皇崩於沙丘平台。(秦始皇本紀)

このように両本紀においてほとんどの場合「卒」が用いられている。「崩」が使用されているのは右に挙げた⑫・⑭の始皇帝のみであり、「死」は⑤・⑧、⑬の五例である。内、⑤・⑥は秦が封ぜられる以前の記事であり、⑦は外国において死亡した場合であり、⑧は筆誅を加えたものと考えられることも可能である。次に漢代の本紀を見る。

四月甲辰、高祖崩長樂宮。(高祖本紀)

辛巳、高后崩。(呂后本紀)

二十三年崩。諡為孝文皇帝。(呂后本紀)

後七年六月己亥、帝崩於未央宮。(孝文本紀)

甲子、孝景皇帝崩。(孝景本紀)

このように、漢代の皇帝には、呂后も含め、全てに「崩」字が用いられている。

すると、皇帝の死亡における例を見る限りでは、いくつもの例外はあるものの、ほぼ春秋の筆法を踏襲した用字をしているように見える。しかし、次に挙げる太后の死亡記事には、その用字の基準を見いだすことは困難である。

⑮ (昭襄王) 四十二年、安国君為太子。十月宣太后薨、葬芷陽。(秦本紀)

⑯ (秦始皇帝七年五月) 十六日夏太后死。

⑰ (秦始皇帝十七年) 華陽太后卒。

⑱ (秦始皇帝十九年) 始皇帝母太后崩。(秦始皇本紀)

⑲ (孝惠七年十一月) 魯元公主薨。賜諡為魯元太后。(呂后本紀)

⑳ 及竇太后得幸、前后死。

㉑ (孝景元年) 四月壬午、孝文太后崩。(孝景本紀)

ここに挙げた太后の死亡の記述において、或いは「崩」を用い、或いは「卒」を用いていることを、公羊学の立場から説明することは困難である。

さらに本紀の記事の中で、君主が殺された場合、どのように書かれているかを挙げる。

⑳ (秦寧公) 四年、魯公子翬弑其君隱公。

㉑ (秦武公三年) 鄭高渠咻、殺其君昭公。

㉒ (秦武公) 十三年、齊人管至父・連称等殺其君襄公、而立公孫無知。

㉓ (秦繆公) 三十四年、楚太子商臣、弑其父成王、代立。

㉔ (秦) 共公二年、晋趙穿弑其君靈公。

㉕ (秦) 景公四年、晋欒書弑其君厲公。

㉖ (秦) 景公三十六年、楚公子圍弑其君、而自立。

㉗ (秦惠文王十四年) 蜀相壯殺蜀侯來降。

㉘ (秦二世皇帝三年) 趙高殺二世立子嬰。(秦本紀)

右の例でも、「殺」と「弑」とには、その差異を見い出すことは困難である。

(2)

次に世家では諸侯の死亡が、どのように書かれているかを見る。先秦諸侯について著わされた、呉太伯世家より田敬仲完世家に至る十六篇においては、諸侯の死亡について触れているものに「薨」字は一回も使われていない。

㉙ (齊桓公四十三年) 冬十月乙亥、齊桓公卒。(齊太公世家)

㉚ (魯莊公三十二年) 八月癸亥、莊公卒。(魯周公世家)

㉛ (燕釐侯) 三十六年、釐侯卒。(燕召公世家)

- ③④ 揮使人弑隱公于蔦氏、而立子允為君。（魯周公世家）
- ③⑤ （晋昭侯）七年、晋大臣潘父弑其君昭侯、而迎曲沃桓叔。（晋世家）
- ③⑥ （楚）莊敖五年、欲殺其弟熊惲。惲奔隨、与隨襲弑莊敖代立。是為成王。（楚世家）
- ③⑦ （魯桓公十八年）夏四月丙子、齊襄公襲公。公醉。使公子彭生抱魯桓公、因命彭生摺其脅。公死于車。（魯周公世家）
- ③⑧ （曹悼公九年）悼公死於宋、歸葬。（管蔡世家）
- ③⑨ （曹惠伯）三十六年、惠伯卒、子石甫立。其弟武殺之代立。是為繆公。（管蔡世家）
- ④① （魯湣公二年）哀姜与慶父謀殺湣公而立慶父。慶父使卜齮襲殺湣公於武閔。（魯周公世家）
- 先秦世家における用例のほとんどが、右の③①～③⑨に挙げたように、「卒」を用いている。③①・③②・③③・③⑦・④①は『春秋』にも記載されている。
- ③① 十有二月乙亥、齊侯小白卒。（僖公十七年）
- ③② 八月癸亥、公薨于路寢。（莊公三十二年）
- ③③ 冬十有一月壬辰、公薨。（隱公十一年）
- ③④ 夏四月丙子、公薨于齊。（桓公十八年）
- ④② 秋八月辛丑、公薨。（閔公二年）
- このように対比すると、世家と『春秋』とは、大きな隔たりがあることが判る。『春秋』においては、魯の君主の死亡は、たとえそれが弑された場合でも、「薨」を用いている。そして、

例えば ③④ の場合には、「何を以てか書せざる。之を隠むなり（『公羊伝』「隱公三年」「過時而日隱之也。」の何休注「隠、痛也。痛賢君不得以時葬」）。何ぞ隠むや。弑せられるればなり。弑せられるれば則ち何を以て葬を書せざる。春秋、君弑せられて賊討たざれば、葬を書せず、以て臣子無しと為すなり。」（『公羊伝』「隱公十一年」といった筆法を用いる。だが、世家では『春秋』の表記を用いず、その死亡が殺人によるものなのか否かを区別するのみで、「卒」と「薨」とを使い分けるようなことはしていない。また、「弑」と「殺」の使い分けも以下に示すように、なされていない。

④① （晋靈公十四年）乙丑、盾昆弟將軍趙穿襲殺靈公於桃園、而迎趙盾。趙盾素貴、民和。靈公少、侈、民不附。故為弑易。（晋世家）

④② （衛桓公）十六年、州吁収聚衛亡人以襲殺桓公。州吁自立為衛君。為鄭伯弟段欲伐鄭、請宋・陳・蔡与俱。三国皆許州吁。州吁新立、好兵、弑桓公。衛人皆不愛。（衛康叔世家）

④③ （宋昭公九年）昭公出獵。夫人王姬使衛伯攻殺昭公柎曰。弟鮑革立。是為文公。文公元年、晋率諸侯伐宋。責以弑君。（宋微子世家）

このように、同一の殺人において「殺」と「弑」とが使われている。④①については『春秋』では次のように著わされている。

④① 秋九月乙丑、晋趙盾弑其君夷獯。（宣公二年）

趙穿が趙盾になっているのは、『公羊伝』宣公六年に「晋の史

書賊ひて曰はく、晋の趙盾 其の君夷獯を弑すと。趙盾曰はく、天よ辜無し。吾 君を弑せず。誰か吾 君を弑すと謂へる者はと。史曰はく、爾は仁たり義たり。人、爾の君を弑す。而るに國に復りて賊を討たず。此れ君を弑すに非ずして何ぞやと。」とあるように、『春秋』が筆誅を加えたものであるが、これも採っていない。本紀においても、「晋趙穿弑其君靈公。」（秦本紀）と記されている。

以上、本紀・世家における『春秋』の影響の有無を検討してきたが、そこには公羊伝が規定するような用字法の通例化を見いだすことができない。また、右の趙盾の例に代表されるように、記述態度においても『春秋』とは大きな差異がある。

## 第二章 表の用字

### (1)

一章において検討した様に、少なくとも本紀・世家には、『春秋』の書法意識を認めることは困難である。だが、表における用字を検討してみると、『春秋』の筆法そのものを踏襲しているとは言えないまでも、少くとも微言をもって大義をあらわさんとしたことが窺える。

さて、表研究が他の部門のそれに比べて遅れている理由の一つに、司馬遷が表を著わすのに用いたと思われる文献が、ほとんど残っていないという点がある。表の序に見える『歴譜』

『終始五徳伝』・『五帝繫譜』・『春秋歴譜』等の書は、表の基礎となった文献と考えられるが、現在見ることはできない。従って、表の書式が司馬遷独自の歴史観を反映させたものなのか、あるいは先行文献のそれを引き継いだものなのかを識別することは、困難である。

表の形式についても、劉知幾がその著『史通』の中に、三代世表が「傍行邪上（横に並べたり、斜めに上がっていく）」形式で書かれていたという、漢の桓譚の言葉を用いている（『史通』卷二・表歴）ことから、現在見られる宋版以後のものとは別の形式をとって書かれたのではないかと考えられる。

また、彼が太史という職にあったことから、後述する表の他の部門とは異った書法が、漢代の公式書のそれに則ったものと考えられることも十分に可能である。この点については準備が十分なので、後の研究課題としたいが、司馬遷は「譜牒（家）は独り世諡（世代・諡号）を記すのみにして、其の辭 略せば、諸要を一観せんと欲するも難し。（「十二諸侯年表」）と譜牒家を批判していることから、表は単に先行文献を整理しただけのものではなく、「百家の雜語を整齐」（「太史公自序」）しようとしたものである可能性が高い。

### (2)

表の序において「表もて『春秋』・『国語』、学者譏る所の盛衰の五指を見はし」（「十二諸侯年表」）、「余 是におい

て『秦記』に因り、『春秋』の後を踵ぎ、(中略)諸々の聞く所の興壞の端を著はす。後 君子ありて、もつて覧観せん。」  
 「六国年表」と述べていることから、表は『春秋』を敷衍・継承することを意図して著わされたものと考えられる。とすれば、本紀・世家には見られなかった文字の意識的な使い分け、すなわち「春秋の筆法」が、表で用いられているということは、十分考えられる。そこで、表の用字について検討を加えることにする。

漢代諸表の内、高祖功臣侯者年表・惠景間侯者年表・建元以來侯者年表・建元已來王子侯者年表において、後継者がなくて廃せられたばあい、原則として次のように記録されている。

- ① (国名) 清陽 元光二年、侯不害薨、無後。国除。(高祖功臣侯者年表)
  - ② (国名) 沅陵 後三年、侯周薨、無後。国除。(惠景間侯者年表)
  - ③ (国名) 冠軍 元年、哀侯嬭薨、無後。国除。(建元以來侯者年表)
  - ④ (国名) 句容 元年、哀侯党薨、無後。国除。(建元已來王子侯者年表)
- このように、諸侯の死亡には「薨」字が用いられている。ところが、建元以來侯者年表には、「薨」字を用いていないものがある。
- ⑤ (国名) 濠

(侯功) 以匈奴趙王降、侯。二年、煖皆死、無後。国除。

⑥ (国名) 焯渠

(侯功) 以匈奴王降、侯。

二年、侯扁皆死、無後。国除。

⑦ (国名) 臧馬

(侯功) 以匈奴王降、侯。

五年、侯延年死、不得置後。国除。

⑧ (国名) 涉安

(侯功) 以匈奴单于太子降、侯。

五月、卒、無後。国除。

⑨ (国名) 持装

(侯功) 匈奴都尉降、侯。

元年、侯桀死、無後。国除。

殺人・自殺・戦死の場合を除くと、高祖功臣侯者年表・惠景間侯者年表・建元已來王子侯者年表において、「薨」以外の字が用いられているのは、わずかに次の一例のみである。

⑩ (国名) 射陽

六年正月丙午、侯項纏元年。賜劉氏。(孝景)三年、侯纏卒。嗣子睢有罪。国除。(高祖功臣侯者年表)

だが、この部分は宋版において「卒」字がないものがある。<sup>注</sup>従って「薨」以外の字が用いられていると確定できるのは、先に挙げた建元以來侯者年表に限られていると言えよう。



滝川氏『史記会注考証』、梁玉繩『史記志疑』は、先の⑤、⑨について、次のように述べている。

⑤ 漢表、「煖」作「援」。「死」当作「薨」（『史記会注考証』）

「薨」作「死」、誤。（『史記志疑』）

⑥ 「死」当作「薨」。（『史記会注考証』）

案「死」当作「薨」。（『史記志疑』）

⑦ 延年必以罪死。故不得置後。漢表云「亡後」、恐非。

（『史記志疑』）

⑧ 「卒」当作「薨」。（『史記志疑』）

⑨ 案「死」当作「薨」。（『史記志疑』）

右のように、その用字の特殊性に意義をみとめるものは、従来の研究にはない。しかし、「薨」以外の字を用いているのが、匈奴出身の諸侯には限られているのは、単なる偶然と言えるであろうか。

(3)

十二諸侯年表・六国年表における諸侯の死の記述を見てみると、本紀・世家とは違った書法意識に基づいた文字の使い分けがなされているように思われる。これら二篇の表と、それに対応する漢代以前の本紀・世家との大きな違いは、前者では、後者に一度も用いられていない「薨」字が、諸侯の死の記述に用いられていることである。

⑪ 宋、（周襄王元年）公薨。未葬、齊桓公葬丘。  
⑫ 齊、（周襄王十九年）孝公薨。弟潘因衛公子開方、殺孝公子。立潘。

⑬ 蔡、（周匡王元年）晋伐我。莊侯薨。

⑭ 曹、（周定王十二年）文公薨。

⑮ 秦、（周敬王二十九年）惠公薨。（十二諸侯年表）

ところが、六国年表における秦以外の諸侯の死は、一転して次のように記される。

⑯ 魏、（周元王二年）晋定公卒。

⑰ 楚、（周元王五年）蔡景侯卒。

⑱ 楚、（周定王二年）魯哀公卒。

⑲ 韓、（周定王六年）鄭声公卒。

⑳ 楚、（周定王十二年）蔡声侯卒。

㉑ 齊、（周定王十八年）宋景公卒。

㉒ 楚、（周考王十二年）魯悼公卒。

㉓ 趙、（周威烈王元年）襄子卒。

㉔ 楚、（周威烈王十八年）簡王卒。

㉕ 齊、（周安王二十三年）康王卒。

㉖ 韓、（周顯王三十六年）高門成、昭侯卒、不出此門。

㉗ 楚、（周赧王十九年）懷王卒于秦、來煖葬。

㉘ 楚、（秦始皇帝十九年）幽王卒、弟郝立為哀王。三月、負

芻殺哀王。

全十三例、<sup>註5</sup> 全てに「薨」ではなく「卒」字を用いている。

一方、秦の用例はわずかに三例であるが、以下のごとくである。

㉘ 秦、(周威烈王十一年) 補廂、城籍姑。靈公卒、立其季父悼子。是為簡公。

㉙ 秦、(周顯王三十一年) 大荔田合陽。孝公薨。商君反、死彤地。

㉚ 秦、(秦始皇帝三十七年) 十月、帝之會稽・琅邪、還至沙丘崩。

また、六国年表において「薨」字が用いられているものは、他に四例あるが、それらは以下に示すように、全て秦の太后に用いられているものである。

㉛ 秦、(周赧王五十年) 宣太后薨。安国君為太子。

㉜ 秦、(秦始皇帝七年) 彗星見北方西方。夏太后薨。蒙騫死。

㉝ 秦、(秦始皇帝十七年) 内史騰擊得韓王安、盡取其地、置潁川郡。華陽太后薨。

㉞ 秦、(秦始皇帝十九年) 王翦拔趙、虜王遷邯鄲。帝太后薨。このように、六国年表においては、秦においてのみ「薨・崩」が用いられ、他の諸侯には全て「卒」が用いられている。また、秦においては、「卒」から「薨」、そして、「崩」というように年を経ると共に文字が変わってきている点が、注目に値する。

(4)

前引のように、表には、他の部門とは異なり、公的記録ある

いは『春秋』の影響を受けたと思われる書法意識が存在すると考えられる。だが、先に挙げた例を見る限りでは、『春秋』の一字褒貶のための文字の用法とは、性格を異にするように思われる。『春秋』は魯公の即位に際しては、原則として次のような記述方法をとる。

① (文公) 元年春王正月、公即位。

ところが『公羊伝』によると、先君が弒された場合、『春秋』は次のように「公即位」を省略することで、そのことを示す。

② (閔公) 元年春王正月。

閔公何以不言即位。繼弒君、不言即位。孰繼。繼子般也。孰弒子般。慶父也。

だが、十二諸侯年表においては、このような筆法を採っていない。右の文公、閔公の即位については、十二諸侯年表では次のように記されているのみである。

① (周襄王二十六年) 魯文公興元年。

② (周惠王十六年) 魯潛公開元年。

また、『春秋』は魯公が弒された場合も、

③ (隱公十一年) 冬十有一月壬辰、公薨。

④ (桓公十八年) 夏四月丙子、公薨于齊。

⑤ (莊公三十二年) 八月癸亥、公薨于路寢。

⑥ (閔公二年) 秋八月辛丑、公薨。

と記されるが、表においては事実を次のように明記する態度をとっている。

① 大夫翬請殺桓公、求為相、公不聽、即殺公。  
 ② 公与夫人如齊。齊侯通焉、使彭生殺公於車上。  
 ③ 莊公弟叔鳩死。慶父弑子般。季友奔陳、立湣公。  
 ④ 慶父殺湣公。季友自陳立申、為釐公。殺慶父。  
 このような『春秋』との用字の相違は魯のみでなく、他の諸侯の死亡においても、次のように『春秋』と異なる記述がなされている。

③⑥ 齊（周莊王十一年）母知殺君、自立。

③⑦ 齊（周敬王三十五年）鮑子殺悼公。齊人立其子壬為簡公。

③⑧ 楚（周敬王四年）令尹圉殺郟敖、自立為靈王。

③⑨ 陳（周桓王二十年）公淫蔡、蔡殺公。

④⑩ 鄭（靈王六年）子駟使賊夜釐公、詐以病卒赴諸侯。

ここに挙げたものも、『春秋』では全て「卒」に作っている。また、十二諸侯年表には周の頃王の死亡が次のように記されている。

④⑪ 頃王崩。公卿争政。故不赴。

しかし、『春秋』は頃王の死亡を記さない。『左氏伝』によれば、その死を記録に載せない理由は、次のごとくである。

凡そ崩薨は赴せざれば則ち書せず。禍福も告せざれば亦書せず。不敬を懲らすなり。

表と『春秋』との相違は枚挙に暇がないが、これまでの例からも、『春秋』と比較した場合、表が事実を正確に記録せんとする意図に基づいて著わされていることが窺える。司馬遷が

『春秋』を資料として用いたことは疑いない。また、彼が『春秋』には独自の書法があると考えていたことも確実である。しかし、彼はあえて『春秋』の筆法を踏襲することをしなかった。それは、彼が表を著すことによって表現しようとしたものが、倫理的観点からの批判ではなかったからである。

しかし、(1)・(2)において見てきたように、表には本紀や世家とは違い、文字を使い分けることによって、何かを表現しようとする意図がこめられていると考えられる。そこで次に、文字の使い分けが何を意味するのかということについて考察してみたい。

### 三章 表の構成意図

#### (1)

従来、表解釈の試みにおいて、その用字法に限って言えば、表には本紀・世家と同様、用字の基準は全く曖昧なものと考えようとするか、或いは純粹に公羊学的な立場によって割り切ろうとするかという、両様のとらえ方しかなされていなかった。しかし、前章において見てきたように、表においては、本紀・世家とは異なった書法意識がある。

そのことは、前章(2)の始めに引いた「十二諸侯年表」・「六国年表」のことばに示すとおりである。

すなわち、意図するところは、公羊学的な立場からの倫理的

批判にあったというよりも盛衰の主旨を明らかにすることにあったのではなからうか。このことを十二諸侯年表の諸侯の死亡記事に即して論じてみたい。

十二諸侯年表においては、大体的場合、次のように「薨」字を用いて諸侯の死亡を記している。

①魯（周襄王二十五年）僖公薨。  
②齊（周襄王十九年）孝公薨。弟潘因衛公子開方。殺孝公子、立潘。

③晉（周靈王十四年）悼公薨。

④秦（周敬王十九年）哀公薨。

⑤楚（周定王十六年）莊王薨。

⑥宋（周景王十三年）平公薨。

ところが、「薨」ではなく「卒・死」を用いているものが十七例ある。そのほとんどが、本紀・世家とは違って意識的に使分けられていると考えられる。

⑦魯（周敬王十年）公卒乾侯。

⑧楚（周莊王七年）王伐隨、告夫人心動。王卒軍中。

⑨楚（周敬王三十一年）救陳、王死城父。

⑩宋（周襄王十五年）公疾死泓戰。

⑪秦（周平王五年）伐戎至岐而死。

⑫陳（周敬王十八年）公如吳、吳留之。因死吳。

⑬吳（周敬王二十四年）伐越。敗我、傷闔閭指。以死。

これら七例は全て国外での死亡（⑦⑩⑫）や戦死といった特

殊な場合である。⑨の場合などは、楚世家において「楚の昭王は大道に通ず。其の国を失はざるは、宜なるかな。」という孔子の賛辞を載せている人物の死であるから、筆誅を加えたものとは考えられない。

次に、それ以外の「卒」例を検討することにする。齊では次の二例がある。

⑭（周頃王六年）昭公卒。弟商人殺太子、自立。是為懿公。

⑮（周定王八年）（惠）公卒。崔杼有寵。高・国逐之。奔衛。

齊は孝公、昭公、懿公、惠公、頃公の順に即位している。この内、懿公は臣下に弑された人物だが、他の二人の死に対しては、「薨」字が用いられている。何故、昭公、惠公にのみ「卒」字が用いられ、頃公に至って再び「薨」字が使われているのであるのか。対応する世家の記事を見ると、その説明がつく。

（昭公）十九年五月、昭公卒。子舎立為齊君。舎之母無寵於昭公。国人莫畏。昭公之弟商人以桓公死爭立而不得。陰交賢士、附愛百姓、百姓説。及昭公卒、子舎立、孤弱。即与衆十月即墓上弑齊君舎、而商人自立。是為懿公。（中略）懿公之立、驕、民不附。（中略）頃公弛苑囿、薄賦斂、振孤問疾、虚積聚以救民。民亦大説。厚礼諸侯。竟頃公卒、百姓附、諸侯不犯。（齊太公世家）

世家の記事と対照すると、昭公の時代あたりから国内が乱れ、民心が離れていったことがわかる。しかし、頃公に至って外国から侵略されることもなく、大いに民心を得て国が治まったの

である。⑭、⑮において「卒」を用い、頃公には「薨」を用いたのは、このような国の治乱を示さんとする、意図的な書法であったのではなからうか。

晋における「卒」の例は左のごとくである。

⑭ (周宣王四十三年) 穆侯卒、弟殤叔自立。太子仇出奔。

⑮ (周桓王二年) 鄂侯卒。曲沃莊伯復攻晋。立鄂侯子光為哀

侯。

⑯ (周釐王五年) 武公卒。子詭諸立為獻公。

⑰ (周襄王元年) (獻) 公卒。立奚齊。里克殺之。及卓子。

立夷吾。

⑱ (周襄王三十一年) (襄) 公卒。趙盾為太子少、欲更立君、

恐誅、遂立太子為靈公。

⑲ (周景王十九年) (昭) 公卒。六卿彊、公室卑矣。

晋の公室の系譜と、その死亡にどの文字が使われているかを示すと、穆公以降は次のようになる。

穆公 (卒) — 殤叔 — 文侯 — 昭侯 — 孝公 — 鄂侯 (卒) — 襄

侯 — 小子 — 緡侯 (滅) — 武公 (卒) — 獻公 (卒) — 惠公 —

文公 (薨) — 襄公 (卒) — 靈公 — 成公 (薨) — 景公 — 厲公

— 悼公 (薨) — 平公 (薨) — 昭公 (卒)

なぜこのように「卒」と「薨」とをまじえて用いるのであろ

うか。穆公在位中、表は次の三つの記事を載せている。

(周宣王二十年) 取齊女為夫人。

(周宣王二十三年) 以伐條生太子仇。

(周宣王二十六年) 以千畝戰。生仇弟成師。二子名反。君子譏之。後亂。

つまり、穆公の子への名のつけ方が正しくなかったので、この時から晋は乱れはじめたのだと司馬遷は述べているのである。穆公の庶子の成師は、後に曲沃に封ぜられ、桓叔と号した。晋世家にはその後の経緯を次のように説いている。

桓叔是時年五十八矣。好德、晋国之衆皆附焉。君子曰、晋之乱其在曲沃矣。末大於本而得民心。不乱何待。

成師の子莊伯は孝侯を弑し、鄂侯が死去した時にも晋に攻めよせている。この後さらに晋は驪姫の禍によって乱れ、その間「薨」字が用いられることはない。諸侯に覇となった文公には「薨」が用いられているが、国内がようやく治まったことが、世家にも記されている。

文公修政、施惠百姓。(中略) 晋初定、欲発兵。

次の襄公には、再び「卒」字が用いられている(⑳)が、晋世家の襄公の項では、晋が秦によって侵略されていることを記している。

後三年、秦果使孟明伐晋、報轂之敗、取晋汧以歸。四年、秦繆公大興兵伐我、度河取王官、封穀尸而去。晋恐、不敢出、遂城守。五年、晋伐秦、取新城。報王官役也。六年、趙衰成子・欒貞子・咎季子犯・霍伯皆卒。趙盾代趙衰執政。七年八月、襄公卒。太子夷臯少。晋人以難故、欲立長君。

六年の趙衰成師等が死亡したことは、十二諸侯年表にも採り

あげられている。なぜこれが表に記されているかについて、徐克范は次のように述べている。

卿の卒するは書せず。晋の襄公六年、趙成子・欒貞子・霍伯・臼季皆卒するを書するは、賢臣亡び、霸業衰ふるを傷めばなり。（『読史記十表補』卷二）

②については、表の記述自体に「六卿強く公室卑し。」とあるので、改めて説明するまでもないであろう。

このように、やはり、晋の記事においても「卒」は意図的に用いられていると言えるだろう。次に、陳では一例のみ「卒」が用いられているので、その検討に移る。

②（周平王十七年）陳文公圉元年。生桓公鮑・厲公他。他母蔡女。（周平王二十六年）文公卒。

このことについて陳杞世家は次のように記している。煩をいとわず、その原文を示す。

文公元年、取蔡女、生子佗。十年、文公卒、長子桓公鮑立。桓公二十三年、魯隱公初立。二十六年、衛殺其君州吁。三十三年、魯弑其君隱公。三十八年正月甲戌己丑、桓公鮑卒。桓公弟佗、其母蔡女。故蔡人為佗殺五父及桓公太子免、而立佗。是為厲公。桓公病而乱作、国人分散。故再赴。（中略）厲公取蔡女。蔡女与蔡人乱。厲公数如蔡淫。七年、厲公所殺桓公太子免之三弟、長曰躍、中曰林、少曰杵臼。共令蔡人誘厲公以好女、与蔡人共殺厲公。

陳が乱れることになった原因は、文公が蔡女を娶ったことに

ある。故に表においても「他の母は蔡の女なり。」とわざわざ記しているであろう。表において、諸侯の母に関する記事は稀である。徐国范も「迎女・送女・娶夫人、悉くは書せず。書するは為有るなり。」（『読史記十表補』卷二）と述べている。以上、十二諸侯年表の「卒」字の例を検討してみると、一例を除いて、「卒」が用いられているのは、次の場合に限られていることがわかる。

一、諸侯の死が、戦死や国外での死など、特別な死の場合。  
二、世家あるいは表において、その君主の時代が乱れ、国力が衰えたことが記されている場合。

従って、十二諸侯年表においては、「薨」と「卒」とを使い分けることによって、諸国の治乱盛衰を示そうとしたのではないかと考えられる。

六国年表においても「卒・薨・崩」の三字が、用いられていることはすでに触れたが、その用字の基準も、十二諸侯年表のそれと同じではなからうか。六国年表は、その序に「秦始めは小国僻遠にして、諸夏之を賁するに、戎翟に比す。献公の後に至り、常に諸侯に雄たり。秦の徳義を論するに、魯・衛の暴戻なる者に如かず、秦の兵を量るに、三晋の強きに如かざるなり。然れども卒に天下を并せるは、必ずしも險固の便、形執の利のみに非ざるなり。蓋し天の助くる所の若し。」と司馬遷自身が述べているように、秦がなぜ強大になり、終に天下を統一するに至ったのかということについて、彼が関心を抱いていたが

ゆえに立てられた篇なのである。

六国年表において「卒・薨」等が使い分けられているのは、「諸々の聞く所の興壞の端を著はす。」（「六国年表」）ためだったのでなからうか。

## (2)

次に第二章において触れた、建元以来侯者年表において、なぜ匈奴出身者には対して、「卒・死」が用いられていたかという点を考察してみたい。

この問題についても、その書法が司馬遷独自の意図を反映したのではなく、単に漢代に存在した『春秋曆譜』等の先行資料を引き継いだだけであつた可能性もある。しかし、この点について考える準備が今は不足しているので、後の検討に譲ることにする。

匈奴出身者が差別されるとすると、まず考えられるのが、『公羊伝』に見られる強烈な夷狄蔑視の思想である。だが、ここでもやはり、公羊学的な解釈を試みようとする、いくつかの問題が生じてくる。惠景問侯者年表にも、匈奴から降つて諸侯に封ぜられた者がいるが、それらには次に示すごとく、全て「薨」字が用いられている。

## ⑳ (国名) 安陵

(侯功) 以匈奴王降、侯。戸一千五百十七。

建元六年、侯子軍薨、無後。国除。

## ㉑ (国名) 易

(侯功) 以匈奴王降、侯。

後二年、侯僕隳薨、無嗣。

## ㉒ (国名) 范陽

(侯功) 以匈奴王降、侯。戸千一百九十七。

元光四年、侯德薨、無後。国除。

また建元以来侯者年表でも、次のように匈奴出身者であつても、二世の死に対しては「薨」字が用いられている。

## ㉓ (国名) 涿陰

(侯功) 以匈奴渾邪王将衆十万降、侯。

(元符) 二年七月壬午、定侯渾邪元年。

(元鼎) 元年、魏侯蘇元年。

(元封) 五年、魏侯蘇薨、無後。国除。

さらに、漢民族ではない朝鮮出身者にも、次のように「薨」字を用いている。

## ㉔ (国名) 平州

(侯功) 以朝鮮将漢兵至降、侯。

(元封) 四年、侯映薨、無後。国除。

また、匈奴列伝における司馬遷の匈奴の捉え方は、すでに諸家の指摘するように、客観的なものである。

以上の理由から、建元以来侯者年表における字句の使い分けを、純粋に公羊学的な立場からのものと考えすることは困難である。それでは、何の目的で、武帝によって直接封ぜられた匈奴

出身者たちが、貶しめられているのであろうか。あえて推測すれば、そこには武帝の匈奴政策に対する批判が、暗黙の内にこめられているのかもしれない。

『春秋』との比較を通じて検討してきたように、司馬遷は事實を正確に記録するという態度を『史記』の全篇に涉って貫き通している。しかし一方、太史公自序において吐露しているように、彼は『史記』を著わすことを通して、己れの鬱結した思いを述べようとしたのである。

夫れ詩書の隠約なるは、其の志の思ひを遂げんと欲すればなり。（「太史公自序」）

司馬遷は、『史記』を著わすときに際しては、詩書の「隠約」なる言辭にならったのである。司馬貞は「案するに、其の意隠微にして言約なるを謂ふなり。」と、隠約を解している。表は、こうした隠約なる言葉、つまり微言をもって、彼の大義を著わそうとしたものではなからうか。

## (3)

(甲) 十二諸侯年表の魯国における災異の記録は、ほぼ『春秋』から採っている。魯以外の諸国の災異も、次のように(乙)『春秋』・『左伝』などに取材していると考えられるものが多い。

(甲) 宋、(周莊王十四年) 宋大水。公自罪。

(乙) (莊公十一年) 秋、宋大水。

(甲) 宋、(周襄王八年) 隕五石。六鷁退飛、過我都。

(乙) (僖公十六年) 隕石于宋五。是月六鷁退飛過宋都。

(甲) 晋、(周定王二十一年) 梁山崩。

(乙) (成公五年) 梁山崩。

ところが、十二諸侯年表には次のような注目すべき記事がある。

齊(周敬王四年) 彗星見。晏子曰、田氏有徳於齊。可畏。

これに対応する齊太公世家の部分は、次のように記されている。

三十二年、彗星見。景公坐柏寝、嘆曰、堂堂。誰有此乎。

群臣皆泣、晏子笑。公怒。晏子曰、臣笑群臣諛甚。景公曰、彗星出東北。当齊分野。寡人以為憂。晏子曰、君高台深池、賦斂

如弗得、刑罰恐弗勝。弗星將出。彗星何懼乎。公曰、可禳否。

晏子曰、使神可祝而來、亦可禳而去也。百姓苦怨以万數。而君令一人禳之、安能勝衆口乎。是時景公好治宮室、聚狗馬、奢侈、厚賦重刑。故晏子以此諫之。

世家においては、単なる諛言の材料、晏子の人となりを明らかにする材料として、彗星の出現が扱われている。ところが、表における記述では、彗星の出現を田氏の隆盛・齊室の衰亡の予兆として扱っている。『史記』がこの項を記す際に基づいたと思われる材料は、現存の資料では『韓非子』外儲說右上・『左伝』昭公二十六年・『晏子春秋』内篇諫上「景公登牛山悲





のがある。

沢王燕二年、薨。諡為敬王。(荆燕世家)

病時、任后未嘗請病。薨、又不持喪。(梁孝王世家)

(3) 本文においてとり上げた外に「薨」を用いていないものは、次の三例である。

① (国名) 蕞兒

(侯功) 以軍卒斬東越徇北將軍功、侯。

太初元年、終古死、無後。国除。

② (国名) 海常

(侯功) 以伏波司馬捕得南越王建德功、侯。

太初元年、侯弘死、無後。国除。

③ (国名) 涅陽

(侯功) 以朝鮮相路人、漢兵至、首先降道死、其子侯。

太初二年、侯最死、無後。国除。

(4) 水沢利忠『史記会注考証附校補』卷十八に、「園賜姓劉国除」とある。

(5) 他に死亡の例として「魏、(周赧王二十九年)宋王死我

温。」があるが、宋微子世家に「王偃立四十七年、齊潛王与魏・楚伐宋、殺王偃。」とあり、この場合の宋王は殺されているので含まなかった。

(6) 他に「呉(周靈王十一年)寿夢卒。」・「秦(周景王八年)公卒。后子自晋歸。」があるが、『校補』に文字の異同があるものなので、ここでは含まなかった。また、年表末年の「(魯)二十七卒。」、「(齊)二十五卒」等は、司馬貞の索引が本文にまぎれこんだとする滝川氏の説に従い、取らなかった。

(7) 本文において採り上げなかったのは、「宋(周平王四十二年)公卒、命立弟和、為穆公。」の一例である。

(8) この他にも、小月氏出身者に対しても次のように薨を用いている。

(国名) 驪茲

(侯功) 以小月氏若苴王将衆降、侯。

太初元年、侯稽谷姑薨、無後。国除。